

1 趣旨

この運営方針は、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするために策定する。センター業務の円滑で効率的な実施に向けては、羽曳野市介護予防ケアマネジメントマニュアル、羽曳野市高齢者虐待防止マニュアル等を活用するものとする。

2 地域包括支援センターの設置目的

センターは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。

3 運営上の基本的な考え方や理念

センターは、羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(平成27年3月31日羽曳野市条例第15号)に従うものとし、設置責任主体は羽曳野市(以下、「市」という。)であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取組について、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努め、かつ市はセンターの運営にも適切に関与する。

また、受託法人等においてもセンターの設置目的が果たせるよう、介護保険法第115条46の第7項に基づき、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防もしくは要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めることとする。

4 運営上における基本視点

(1) 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

また、センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分認識したうえで、特定の事業者等に不当に偏らない事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

センターは、担当圏域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。このため、「羽曳野市高齢者いきいき計画」における日常生活圏域ニーズ調査等による市民意識調査や地域ケア会議等を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見等を幅広く汲み上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む。

(3) 協働性の視点

センターは、センターの専門職が相互に情報を共有し、互いの専門性が発揮できるよう、チームアプローチを大切にしながら、連携・協働して業務を遂行する。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職、各種団体やボランティア、警察等の行政機関、民生委員児童委員などの関係者と連携を図りながら、業務を遂行する。

5 センター業務の運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

羽曳野市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の特性や実情を踏まえた課題を把握するとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・保健・福祉・介護・地域・行政等に係る幅広い関係機関・関係者との連携・調整を推進する。そのための中核機関として、担当圏域の実情及びニーズに応じた業務を展開し、地域でのネットワークの構築に努める。

・総合相談では、懇切丁寧なワンストップ対応に努め、センター業務以外の相談に関しても、適切な機関につなげ、必要に応じて断続的に支援する。

・生活支援コーディネーターや地域住民、関係機関等と協働して、多様な担い手が参画する支え合いの体制づくりに努める。

・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制においては、ふれあいネット雅び等を通して、関係機関・関係者との連携を強化する。

・認知症に関する取り組みでは、認知症の人やその家族に対する相談支援体制を構築すること（認知症初期集中支援チームの設置）。また、認知症カフェへの協力、認知症サポーター活動促進、チームオレンジ運営への協力等を通じ、認知症になっても安心して暮らし続けることができる認知症の人と家族にやさしい地域づくりに努める。

(2) 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

高齢化が進むとともに単身世帯や高齢者夫婦世帯が増え、うち後期高齢者の占める割合が高まることが推計されている。地域活動へ積極的に参加することで関係団体等と顔の見える関係を構築し、地域の実態やニーズを把握することが重要である。

・民生委員等関係機関と連携し、気になる高齢者世帯等について、生活状況の把握を行い、情報提供や必要に応じた支援を行う。

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとする市民意識調査等を参考にし、地域ケア会議や普段の活動を通して、地域ごとに必要な社会資源等のニーズ把握に努める。また、市や社会福祉協議会と連携し、高齢者が住民主体の活動に参加できるよう、介護予防の必要性を説き、通いの場の増加を目指す。

(3) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

複合化・複雑化した課題を抱える高齢者や世帯に対して、適切な支援や継続的な見守り、さらなる問題発生を防ぐため、地域の様々な関係者とのネットワーク構築に努める。

・ふれあいネット雅び等の地域活動を通じて、地域住民や関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られる体制を築く。

・在宅医療・介護関係者とのネットワーク構築のため、羽曳野市在宅医療と介護の連携会議や研修会の運営への協力及び参加し、専門職間のネットワークの構築に積極的に参画する。

(4)介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施方針

- ・介護予防ケアマネジメントに関して、自立支援・重度化防止の視点を取り入れた自立支援型のケアマネジメント業務を行う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の利用に関しては、多様なサービスの特性を理解した適切なケアマネジメントを行い、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けた目標を達成するために、フォーマルサービスのみならず多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。

(5)介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

- ・日頃から介護支援専門員との連携を密にし、相談しやすい環境や体制を確保する。個別相談に関して、懇切丁寧に対応する。
- ・市と各センターが協力し、介護支援専門員の資質向上に向けた研修や適切なケアマネジメントのための勉強会を開催する。

(6)地域ケア会議の実施方針

- 地域ケア会議については、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成に関する5つの機能が果たせるよう努める。
- ・困難ケースなど多職種連携が必要な場合は、地域ケア会議個別会議を実施する。
 - ・自立支援型地域ケア会議(現場型プラン検討会議)を実施し、理学療法士等の専門職に助言を求め、個別課題の解決に向けた提案を行う。
 - ・ふれあいネット雅び等の地域活動を通じて、新たな社会資源の開発や地域づくりに努める。

(7)市との連携方針

- ・市とセンターは、情報共有ができるよう定例のセンター長会議や事務担当者会議に参加し、各センターの業務の平準化や効率化に向けて意見交換を行う。

(8)公正・中立性確保のための方針

- ・介護予防支援や第1号介護予防支援事業における再委託先の選定やサービス事業所選定に関しては、偏った事業所への案内とならないよう、公正・中立性を確保できるよう意識してケアマネジメントを実施する。
- ・羽曳野市地域包括ケア推進委員会においてセンター業務を報告する。また、必要に応じて報告・説明等に関する資料作成に協力を行う。

6 運営に当たっての留意事項

(1)組織・運営体制について

- ・羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び羽曳野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書に定める人員を確保する。
- ・市が定める羽曳野市地域包括支援センター事業計画・報告書作成の手引きに基づき、本手引きの内容に沿った各センターの事業計画を作成し、センター職員間の共通認識のもと、計画的に事業を実施する。
- ・職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるなど必要な取組を図る。職員の人事異動があった場合、新たに配属となった職員には、センター基礎研修(財:長寿社会開発センターが実施する基礎研修)を受講できるよう調整する。

・研修に参加していない職員にも会議等での報告や報告書の回覧を通して、情報・知識の共有が図られるよう配慮する。

(2) 個人情報の取扱いについて

センターの運営に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、多くの個人情報を取扱うこととなるため、地域包括支援センター運営業務委託契約書第17条に掲げる事項を遵守する。

7 包括的支援業務について

センターは、「2 設置目的」に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の(1)から(3)の業務のほか、(4)第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二(居宅要支援被保険者に係るものを除く。))を一体的に実施する。

(1) 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

(2) 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45条第2項第3号)

(4) 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二)

上記の業務については、法律の根拠を押さえたうえで、羽曳野市介護予防ケアマネジメント業務マニュアルや羽曳野市高齢者虐待防止マニュアルなどにに基づき実施する。

8 その他の委託業務について

(1) 一般介護予防事業について

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局通知)(以下「地域支援事業実施要綱」という。)に掲げる事業のうち、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業について、下記の事業を行う。

・介護予防把握事業

様々な関係機関と連携し、地域の効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防の推進のため、介護予防にかかる教室・講座の実施、市が実施する介護予防や認知症早期発見等の目的で行う講演会や講座、教室等の周知・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域住民に働きかけ、いきいき百歳体操の新規開設及び継続できるよう支援を行なう。また、おさらい会の実施に協力し、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持てるよう取組みを支援する。

(2) 各委員会等への出席について

・羽曳野市地域包括ケア推進委員会に出席し、運営状況の報告や説明等を行う。

・地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席し協力する。

9 指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘

案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び羽曳野市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年羽曳野市条例第 12 条）に従うものとする。

10 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市が設置する羽曳野市地域包括ケア推進委員会の意見を踏まえて、適切・公正かつ中立な運営を確保することとなっている（施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ）。地域包括ケア推進委員会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指し、年度毎の事業計画を立案させ、業務の進行状況进行评估し、次年度の事業に反映させる役割がある。市の担当部局においては、年度毎にセンターの評価が行えるよう評価指標を用いて、調査を行い、地域包括ケア推進委員会に報告することが必要である。また、センターの業務や評価については羽曳野市ウェブサイトにて公表するものとする。